

# 訪問看護・介護に対する駐車許可の手続きが簡素化されました

この度、岡山市では昨年10月から行っていた総合特区に係る警察庁・岡山県警との協議の結果、訪問介護事業者等に対して、利用者の緊急の求めに応じて訪問する場合を想定した包括的な時間での駐車許可が可能となりました。(対象区域は岡山県全域)

## 主な変更内容(平成26年4月～)

### 1 駐車日時の特定

(記入例)  
「13時～14時の間」



(記入例)  
・事業所の営業時間内(9時～17時までの間)  
・事業所の営業時間内(9時～17時までの間)及び緊急訪問時

### 2 駐車場所の特定

訪問先での駐車場所の特定が必要  
(記入例) 岡山市北区大供1-1-1



「訪問場所付近」との表現でも申請可能  
(記入例) 岡山市北区大供1-1-1付近

### 3 申請書類の簡素化

・駐車場所付近の見取り図  
・添付書類、添付部数



原則、既存の地図への記入で構わない  
添付書類・部数は必要最小限で構わない  
詳細は管轄警察署にて確認

### 4 許可申請の一括受理

訪問先が複数の警察署の管轄区域にまたがる場合、  
各警察署ごとに申請



可能な限り、申請の受理や許可証交付等はワンストップで行う  
(許可は各警察署)

※当該措置は駐車許可の手続きの簡素化であり、駐車許可の基準の変更を行うものではありません。

## 効果

上記の手続きの簡素化により、

- ・介護事業所においては、駐車許可申請時の負担が軽減されるとともに利用者からの緊急の求めに対する早期の対応が可能となる。
- ・利用者においては、緊急の求めに対して迅速かつ適切な処置を受けることが可能となる。